

## 令和5年度決算に係る引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税の引き上げによる地方消費税交付金については、全て「社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費は除く)」に充てることとされています。

### 【歳入】

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 99,904 千円

### 【歳出】

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費 316,811 千円

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	町債	その他	引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他	
社会福祉	福祉医療事業 ・重度心身障がい(児)者等への医療給付	39,118	11,884	10,000		17,200	34
	障害者福祉事業 ・人工透析患者送迎費用	21,588		12,400		9,100	88
	高齢者福祉事業 ・養護老人ホームの入所措置費用	18,269			5,676	2,004	10,589
	児童福祉事業 ・保育所入所児童委託費	118,552	82,615		3,281	32,600	56
	・認定こども園施設型給付事業	96,692	69,289			27,400	3
小計	294,219	163,788	22,400	8,957	88,304	10,770	
保健衛生	疾病予防対策事業 ・健康増進事業(総合検診、運動習慣推進)	7,098	519			6,500	79
	・妊婦健康診査	3,197				3,100	97
	・各種予防接種	12,297				2,000	10,297
	小計	22,592	519	0	0	11,600	10,473
合計	316,811	164,307	22,400	8,957	99,904	21,243	